

## 令和3年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

### 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

**※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。**

### 給与所得控除の見直し

- 1 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が1000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10 \text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8 \text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18 \text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44 \text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54 \text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110 \text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120 \text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

**※ 給与等の収入額が660万円以下の場合は、給与所得は上記の表にかかわらず所得税法別表第5により求めます。**

## 公的年金等控除の見直し

- 1 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 2 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされます。
- 3 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合には一律 10 万円、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円が上記 1 及び 2 の見直し後の控除額から引き下げられます。

### 65歳未満の場合

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	区分なし
130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円	70 万円
130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 25\% + 37 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 15\% + 78 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$	$(A) \times 5\% + 155 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円	

65歳以上の場合

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$	$(A) \times 25\% + 17万5千円$	$(A) \times 25\% + 7万5千円$	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$	$(A) \times 15\% + 58万5千円$	$(A) \times 15\% + 48万5千円$	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$	$(A) \times 5\% + 135万5千円$	$(A) \times 5\% + 125万5千円$	$(A) \times 5\% + 155万5千円$
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

## 基礎控除の見直し

- 1 基礎控除額が 10 万円引き上げられます。
- 2 合計所得金額が 2,400 万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減し、2,500 万円を超えると、基礎控除は適用されなくなります。
- 3 上記 1 及び 2 の見直しに伴い、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超えると、調整控除が適用されなくなります。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

## 所得金額調整控除の創設

- 1 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
  - ・ 本人が特別障がい者に該当する
  - ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
  - ・ 特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$
- 2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得（10 万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10 万円を限度）の金額の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
$$\text{控除額} = (\text{給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得 (10 万円を超える場合は 10 万円)}) - 10 \text{ 万円}$$

所得控除や非課税基準の適用に係る合計所得金額要件等の見直し

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円	65万円
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
障がい者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する個人市民税・県民税の非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額 (非課税となる方)	同一生計配偶者 及び扶養親族がいない方	28万円+10万円	28万円
	同一生計配偶者 又は扶養親族がいる方	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+16.8万円	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+16.8万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等 (均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者 及び扶養親族がいない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者 又は扶養親族がいる方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+32万円

## 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられました。

- 1 ひとり親控除について  
婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一とする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額が 500 万円以下であること。）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用することとなりました。
- 2 寡婦控除の見直し  
上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦について所得制限（合計所得金額が 500 万円以下であること。）を設けることとなりました。
- 3 個人住民税の非課税措置の見直し  
1 若しくは 2 に該当し、かつ、合計所得金額が 135 万円以下である方は、個人市民税・県民税の非課税措置の対象となります。
- 4 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外となります。